

第64回全国植樹祭の一般参加者を募集します

平成25年5月26日(日)に、南部町鶴田のとつとり花回廊を式典会場として「第64回全国植樹祭」が開催されます。

鳥取県では、式典に参加を希望される一般参加者を次のとおり募集しています。

応募資格

鳥取県内にお住まいの満6歳(平成25年4月1日現在)以上の個人または団体 ※満18歳未満の方は、満20歳以上の方の同伴が必要です。

応募期間

11月1日(木)から12月25日(火)午後5時15分まで
※郵送の場合は、12月25日当日消印有効です。

応募方法

応募用紙に必要事項を記載し、郵送またはファクシミリで下記の応募先にお送りいただくか、持参してください。応募用紙は、役場法勝寺庁舎及び天萬庁舎でも配布しております。※鳥取県のホームページからの応募も可能です。

【応募先】

〒683-0054 米子市糺町一丁目160
第64回全国植樹祭 鳥取県実行委員会事務局
(西部総合事務所内 全国植樹祭課)
電話 31-9362
ファクシミリ 31-9368

応募に関するお問い合わせ先

- 第64回全国植樹祭鳥取県実行委員会
(西部総合事務所内 全国植樹祭課)
電話 31-9362
- 南部町役場 産業課(天萬庁舎)
電話 64-3783



日本年金機構からのお知らせ

社会保険料(国民年金保険料)控除証明書が発行されます

国民年金保険料は、所得税及び住民税申告において全額が社会保険料控除の対象となります。

その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象です。この社会保険料控除を受けるためには、納付したことを証明する書類の添付が義務付けられています。

このため、平成24年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方については、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が本年11月上旬に日本年金機構本部から送付されます。また、10月1日以降にはじめて国民年金保険料を納付された方については、翌年の2月上旬に送付されます。

証明内容は、その年の1月から9月末日までに納付された国民年金保険料と、年内に納付が見込まれる場合の納付見込額となりますので、年末調整や確定申告をされる場合には、この証明書(または領収証書)が必要となります。

なお、ご家族の国民年金保険料を納付された場合も、ご本人の社会保険料控除に加えることができますので、ご家族宛てに送られた控除証明書を添付のうえ申告してください。

【問い合わせ先】

- 控除証明書専用ダイヤル ☎0570-070-117
(11月1日から平成25年3月15日まで)
- ※IP電話等からおかけになる場合は ☎03-6700-1130へおかけください。
- ※おかけ間違いにご注意ください。

ごみの分別にご協力ください～不燃ごみが混入しています～

クリーンセンターに持ち込まれる可燃ごみの中に、不燃ごみの混入が目立ちます。これでは焼却炉に大きな負担をかけることになり、クリーンセンターの運営に支障が生じることとなります。ごみの分別にご協力をお願いします。

【問い合わせ先】

南部町・伯耆町清掃施設管理組合
電話 66-2281

空き缶や針金、水筒にカセットボンベ、座イスも混入していました。

